

センターだより

平成28年7月12日 No.56
東濃西部少年センター TEL23-3455 FAX26-8813

所 長 加 納 昭 仁
指導主任 坂 井 正 昭
事 務 柴 田 弥 生

MSリーダーズそしてMSJリーダーズ

H28.6小泉中学校MSJリーダーズの証交付式

MS(マナーズ・スピリット)リーダーズの取り組みは、平成14年から県内全域の高校で、警察や教育委員会などの協力を得て「岐阜の未来は君たちで」のキャッチフレーズのもと活動が展開されてきました。高校生自らが自発的に取り組み、「生徒の生徒による生徒のための非行防止・規範意識啓発活動」です。年々この活動に参加する生徒が増え、平成27年度は106校7,712人のMSリーダーズが様々なボラアンティア活動を行いました。この活動の成果なのか、平成14年以降、高校生の少年非行は激減してきています。



また、平成27年度に、中学生による同様の活動としてMSJ(エムエスジェイ)リーダーズ活動を県内20中学校で試行的に運用し、平成28年度には県下全域(190校中184校が参加予定)に拡大し、本格的運用を図られるとのことです。

東濃西部少年センターでは、このMSリーダーズの活動にかかわらせたり、生徒会活動の取り組みとしたりして、多治見市・瑞浪市・土岐市の県立・私立の10高等学校に「啓発活動」に取り組んでもらっています。今年度の計画は、次のようになっています。

多治見市	第1回	第2回	瑞浪市	第1回	第2回	土岐市	第1回	第2回
多治見	11/10	2/9	瑞浪	6/23	10/27	土岐紅陵	7/22	11/24
多治見北	6/9	7/14	中京	9/21	1/29	土岐商業	9/6	12/13
多治見工業	9/8	12/8	麗澤瑞浪	9/20	11/11	東濃工業	10/26	1/24
多治見西	10/13	1/12						

詳細は現段階では未定な部分がありますが、三市の駅周辺において実施する予定です。実施時間については、多治見駅では概ね17:30から、瑞浪駅及び土岐市駅では17:00前後の時間帯になるかと思えます。啓発カードやプリントの入ったポケットティッシュや団扇、カイロなどを配布します。交通安全(特に自転車の違反)、薬物乱用防止、マナーアップの呼びかけなどを行っていきます。

平成28年度 「声かけ活動」指導体制がスタート

5月7日(土)に土岐市文化プラザルナホールにおいて東濃西部少年センター指導員の委嘱式を行うことができました。この委嘱式において、青少年の健全育成に関わる各種団体からご推薦いただきました総勢200名の方々に、土岐市長加藤靖也様より3地区の地区長様に委嘱状が手渡されました。この200名の内訳を見てみると次のようになります。



平成28年度 東濃西部少年センター少年指導員内訳

	多治見市	瑞浪市	土岐市	合計
民生児童委員・主任児童委員	8	2	4	14
保護司会	6	0	2	8
市民会議・町民会議・育成会	26	8	9	43
更生保護女性会	4	7	2	13
少年センター推薦	8	2	5	15
小学校教員	13	2	8	23
小学校PTA	13	7	8	28
中学校教員	8	5	6	19
中学校PTA	8	3	5	16
高等学校教員	4	3	4	11
高等学校PTA	4	3	3	10
合計	102	42	56	200

今までの経緯やそれぞれの市の状況がありますので三市の構成に違いが見られますが、多くの関係機関の協力を得ながらMAX200名の方々に青少年の健全育成にご尽力いただくこととなります。また、少年指導員の経験年数別に見てみると次のようになります。

年数	多治見	瑞浪	土岐	合計
1年目	44	25	33	102
2年目	12	1	4	17
3年目	10	7	7	24
4年目	8	2	0	10
5年目	4	2	2	8
6~10年目	12	0	1	13
11~15年目	3	2	0	5
15年以上	1	1	1	3
再1年目	4	1	6	11
再2年目	1	1	2	4
再3年目	3	0	0	3
合計	102	42	56	200

左の表を見ていただくと、200名中102名が新任の少年指導員となります。半数近くの新任少年指導員を支えていただくのがベテラン少年指導員です。15年以上という方が、三市で各1名ずつみえます。最高が、19年目の村井 薫さん(多治見市)そして17年目の三宅 滋郎さん(瑞浪市)同じく17年目の道林 曠さん(土岐市)となります。長年に渡ってご尽力いただいています。

「再年目」はいったん少年指導員をやめて再度なっていた方です。

多大なご尽力に感謝申し上げます！

5月7日(土)少年指導員委嘱式の折に、多年に渡りご尽力いただいた方々に、四つの表彰を行いました。

- 特別表彰状・・・15年以上で退任される方
- 管理者感謝状・・・5年以上で退任される方
- 管理者表彰状・・・少年指導員として5年を経過した方
- 所長感謝状・・・3年以上で退任される方
- 所長表彰状・・・少年指導員として3年を経過した方



	被表彰者名	地 区	所 属	年 数
	梅 村 修 詳 様	多治見	センター推薦	17年間
	斎 藤 昭 政 様	多治見	保護司会	13年間
	江 口 弘 之 様		滝呂校区市民会議	10年間
	渡 邊 英 則 様		センター推薦	5年間
	野 上 利 行 様	瑞 浪	瑞浪地区町民会議	6年間
	小 倉 博 様		高等学校教員	6年間
	水 野 富士子 様	土 岐	小学校教員	10年間
	生 田 一 美 様	多治見	昭和校区市民会議	5年間
	古 川 真 様		池田校区市民会議	
	加 藤 峯 子 様		センター推薦	
	今 村 嘉津子 様		更生保護女性会	
	稲 垣 信 子 様		更生保護女性会	
	小 畑 正 樹 様		高等学校教員	
	安 藤 暢 浩 様		小学校教員	
	駒 屋 浩 二 様	土 岐	小学校教員	
	宮 川 和 江 様	多治見	センター推薦	3年間
	平 山 紀矩代 様		更生保護女性会	3年間
	鈴 木 開 人 様		小学校教員	3年間
	西 尾 大 作 様		小学校 PTA	3年間
	古 田 恭 平 様		小学校教員	3年間
	加 藤 隆 史 様		小学校教員	4年間
	名 越 龍 男 様	瑞 浪	高等学校教員	3年間
	岡 島 和 久 様	土 岐	曾木町育成会	4年間
	加 藤 隆 将 様		中学校教員	3年間
	山 田 順 子 様		小学校教員	4年間
	河 村 昌 孝 様	多治見	共栄校区市民会議	3年間
	林 計 男 様		北栄校区市民会議	
	小 竹 敏 様		笠原校区市民会議	
	釜 倉 智 秀 様		笠原校区市民会議	
	赤 穂 直 文 様		民生児童委員	
	平 岡 初 男 様		保護司会	
	渡 辺 雅 司 様		小学校教員	
	沢 登 京 子 様		センター推薦	
	小 栗 計 久 様	瑞 浪	日吉町町民会議	
	小 栗 富美子 様		更生保護女性会	

2015.6.1 道路交通法改正から1年

道路交通法が改正されて1年が経過しました。この道路交通法改正の背景には、多発する自転車事故ということがありました。死亡事故となったこともいくつかあり、自転車の交通違反への厳罰化が求められていたからです。

今年度の4月13日に多治見工業高等学校の1年生が、多治見自動車学校において実技講習や学科講習等を受講したという記事を新聞で目にしました。道路交通法の改正を受けての取り組みで、東濃地区で初めての取り組みとなりました。こうした新しい動きがあるかと思えば、街角では危険行為として示されている姿をよく目にするのも事実です。指導日誌にも「自転車の乗り方に注意した」という記録がいくつかありました。大きな事故が起きる前に、危険行為に対しては確かな「声かけ」をお願いしたいと思います。

そこで、道路交通法改正のポイントを再確認しておく必要があります。道路交通法では、14項目の危険項目が示されています。今回の改正で取り締まりの対象となるのは、14歳以上のすべての自転車利用者です。違反行為を具体的に理解して「声かけ活動」に臨みたいものです。

1 信号無視 2 通行禁止違反 3 歩行者専用道での徐行違反等 4 通行区分違反 5 路側帯の歩行者妨害 6 遮断機が下りた踏切への進入 7 交差点での優先道路通行車妨害等 8 交差点での右折車妨害等 9 環状交差点での安全進行義務違反等 10 一時停止違反 11 歩道での歩行者妨害 12 ブレーキのない自転車運転 13 酒酔い運転 14 安全運転義務違反

・原則、自転車は車道を左側通行

車道を右側通行は違反。道路標識で指定された場合は通行可。

ただし、歩行者が優先される。自転車は、「軽車両」の位置づけ。

- ・傘を差しての自転車運転は違反
- ・携帯電話を使用しながらの自転車運転は違反
- ・イヤホンやヘッドホンで音楽を聴きながらの自転車運転は違反
- ・ブレーキを備えていない、または不備のある自転車の使用は違反
- ・無灯火での自転車運転は違反
- ・2台以上での並列走行は違反
- ・2人乗りでの一般自転車運転は違反

6歳未満の幼児を乗せる場合には、例外がある。

これらの違反の多くは安全運転義務違反で、以前は注意で終わっていたのが、違反行為を3年間で2回以上摘発されると3か月以内の指定された期間に「安全講習」を受講する義務が生じてくる。「安全講習」は、受講時間3時間で受講手数料としておおよそ5,700円を支払わなければならない。受講命令に従わなかった場合には、5万円以下の罰金が科せられる。

5Pに、「自転車の交通違反に係る罰則」掲載



自転車の交通違反に係る罰則

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金（過失罰あり）	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金（過失罰なし）	5万円以下の罰金（過失罰あり）	5万円以下の罰金（過失罰なし）	2万円以下の罰金又は科料	罰則のないもの
酒酔い運転	過労運転	ひき逃げ	速度超過	信号無視	警察官現場指示違反・警察官通行禁止制限違反	通行帯違反	車間距離不保持	自転車の通行方法指示違反	左側端寄り通行違反
麻薬等運転		当て逃げ		通行禁止違反	急ブレーキ禁止違反	（指定）横断禁止違反	進路変更禁止違反	路側帯の歩行者妨害	みだりな進路変更
			過失犯の場合は、3月以下の懲役又は10万円以下の罰金	歩行者用道路における徐行違反	歩行者側方安全間隔不保持	無灯火	追い付かれた車両の義務違反	並進違反	自転車横断帯通行義務違反
				追越禁止場所における追越違反	（法定）横断禁止違反	合図不履行・合図制限違反	交差点優先車妨害（左方優先違反）	道路外出左折方法違反	交差点進入禁止違反
				踏切一時停止違反・遮断踏切立ち入り	追越方法違反	警音器吹鳴義務違反	自転車の検査拒否等	交差点右左折方法違反	酒気帯び運転
				徐行場所における徐行違反	優先道路通行車妨害・交差点安全進行義務違反	ブレーキなし自転車	泥はね運転	自転車の通行区分違反	
				一時停止違反	交差点における横断歩行者妨害	過失犯の場合は、5万円以下の罰金	公安委員会遵守事項違反	歩道の歩行者妨害等	
				安全運転義務違反	幼児等通行妨害		乗車方法違反（座席以外への乗車）	警音器使用制限違反	
				過失犯の場合は、10万円以下の罰金	交通事故報告義務違反		交通事故現場からの無断立ち去り	公安委員会乗車積載制限等違反	

傘を差しての片手運転や、携帯電話・メールをしながらの運転は、安全運転義務違反として罰則対象となります。

過失犯の場合は、10万円以下の罰金

岐阜県警察本部及び多治見警察署の平成27年のまとめから

1ページでも触れましたが、平成14年以降、少年非行は減少していて、右表の平成26年と平成27年を比較しても10%を超える減少率となっています。もちろん少子化の影響もありますが、1000人あたりの発生率で見ても減少傾向がわかるという報告もありました。

では、東濃西部三市＝多治見警察署管内の状況はどうかと見てみると、「不良行為少年」が減っていることはもちろんですが、平成26年と平成27年とで「犯罪少年」が激減していることがわかります。「声かけ活動」の指導日誌を見ていても、駅周辺が以前より落ち着いた状況となってきたし、気持ちの良い挨拶を返してくれる子が増えてきたなど、「補導活動」から「声かけ活動」として3年が経過し

ての成果と言えるかもしれません。今後も子どもの目線に立った「声かけ活動」や、若者から若者への「啓発活動」を大切にしていきたいと思えます。

少年非行が減少しているというものの少子化の問題、スマホ・ライン・ネットゲームなどSNS環境での問題等、青少年を取り巻く環境が、複雑化・内在化傾向にあると言えます。ここ2年で急激に増加しているのが、声かけ事案と虐待です。

声かけ事案等の発生状況（岐阜県）

H23	H24	H25	H26	H27
145	172	185	273	368

警察における児童虐待の認知状況（岐阜県）

H23	H24	H25	H26	H27
92	84	112	228	272

上の表を見てみると、声かけ事案・虐待が平成26年・27年と急増していることがわかります。虐待では、身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待が増加しています。

声かけ事案の多治見警察署管内の状況は、平成27年の実数として東濃西部三市で60件の事案が発生しています。岐阜県全体の16.3%が発生していることとなります。三市の発生状況を見てみると、（多治見）駅前交番、多治見北部交番、瑞浪交番、土岐津交番など主にそれぞれの市の中心市街地での通報が多いようです。発生の時間帯は、14時から18時が最も多く37件となっていました。声かけ活動を実施していただくにあたり一つの情報として共有していただくとありがたいです。

平成27年 多治見警察署管内声かけ事案

多治見	瑞浪	土岐	合計
39	10	11	60

少年の検挙・補導状況（岐阜県）

少年別		平成27年	平成26年	前年対比(増減)		
				人員(人)	比率(%)	
非行少年	刑法犯少年	犯罪少年	433	579	-146	-25.2
		触法少年	118	115	3	2.6
		小計	551	694	-143	-20.6
特別法犯少年	犯罪少年	犯罪少年	75	93	-18	-19.4
		触法少年	10	8	2	25
		小計	85	101	-16	-15.8
く犯少年		1	10	-9	-90	
合計		637	805	-168	-20.9	
不良行為少年		12,208	13,704	-1,496	-10.9	

少年の検挙・補導状況（多治見警察署管内）

少年別		26年計	27年計	前年比	
		犯罪少年	61	24	-37
非行少年	刑法犯少年	触法少年	9	10	1
		小計	70	34	-36
		犯罪少年	6	6	0
特別法犯少年	触法少年	触法少年	0	1	1
		小計	6	7	1
		く犯少年	1	0	-1
合計		76	41	-35	
不良行為少年		1,025	936	-89	